

居住地環境の整備手法に関する研究

—グラウンドワーク・トラストの考察—

河野 泰治*

A Study on Improvement of the Residential Environment from the Case Study on the “Groundwork Trust” in England

Yasuharu KAWANO

Synopsis

“Groundwork” is one of the UK’s leading and most dynamic environmental organizations. It operates through an expanding network of more than 30 local *Trusts*.

Groundwork delivers cost effective environmental programmes in *partnership* with government, local authorities, business and local communities. It also aims to look at new ways of tackling environmental issues, both within the *built up area* and on the *urban fringe*.

This report comments on the Groundwork activities from the view point of the improvement of the *residential environment*.

1. はじめに

1960年代以降、英国においては、居住地の生活環境整備に関わる多様な取り組みが展開されてきた。わけでも民間非営利の組織であるトラストは、長い伝統と蓄積を有するものも多いが、居住地環境の整備については、ここ10数年来、特に活発になってきたといえる。トラストを「公益的な信託財産として自然環境や歴史的環境の保全等を主たる目的として設立されている」¹⁾と定義するならば、居住地環境整備に関わるトラストは、Development Trustと呼べよう。こうした中で「グラウンドワーク (Groundwork)」という名称のトラストの活動が英国内外で注目を集めている。このグラウンドワーク事業は、都市と農村およびその境界における環境を中心に据えて、公共・民間・住民の三者を結合させたパートナー・シップによって活動を展開させるという点に特色をもっている。1981年に設立されてからわずか10数年で国内に30ヶ所以上の拠点 (トラスト) を置き、その活動スタイルは

他のヨーロッパの国々にも波及している。そして1994年には「日本グラウンドワーク事業団」が建設省、農林水産省をも巻き込んで設立されるに至っている。

本稿では、英国における農業と都市をめぐる、環境と環境保全活動の生成過程を概観し、グラウンドワーク事業とりわけ、その中のひとつの活動拠点・トラストであるマーサー・カノングラウンドワークトラストの活動を考察することから、日本における居住地環境整のための一手法としての課題を抽出し検討することとする。

ここでとりあげるグラウンドワーク事業の実績を分析するには、その背景・基盤の考察も不可分である。

なお、1993年にバーミンガムのトラスト事業団と、ハートフォードのADAS (農業開発指導サービス) でのヒヤリングおよびマーサー・カノントラストでの現地調査を基にしている。

2. 英国の営農環境

英国での国土に占める農用地率の高さと営農体当りの

* 建築設備工学科
平成7年9月29日受理

耕地面積規模の大きさとの特異性は、環境課題を考察する上で営農環境の持つ意義の一般的な意味での大きさに対し、とりわけ大きな意義をもつ。

ほぼ平坦な英国の森林面積は6%に過ぎず、75%を農用地が占める。(日本では森林面積比67%、農用地率14%)農用地率の高いEC各国の中でもとりわけ高く、また農家当たりの平均経営面積も近年では80haと際立って高い。1978年にECの共通農業政策(CAP)を全面的に適用したが、その結果、穀作増などの問題点も少くなく、'86年「新農業法」によって大変換が計られた。農政の柱は、農業生産と農村社会の活性化、環境の保全とレクリエーションの振興との4者のバランスある発展である。

ここで農用地の価値評価において、その空間的存続を農業政策の柱に据えた点が重要である。従来からその意義は多様な角度から検討され、例えば化学肥料による環境汚染の源因として負の資産となるという要因分析も加えられてきたが、ここで再評価・認識されたといえよう。特に優れた田園景観の保全・増進のための農用地、また野生動植物の保護、地形・地理学的特徴の保護などを含む自然生態系の保全、考古学上また歴史的価値ある建物の保全を図るため、国土の3%に当る77,000km²を「環境保全農業地区(ESA)」として指定した²⁾。'92年には「新しい食糧、農業、農業政策の方向」の中で農業政策の多角化の方向は一層鮮明となり、「農村社会の活性化」のために、国民の長期滞在型保養基地として農家・農村社会を位置づけた。これはヨーロッパの多くの国で活発となっている「グリーン・ツーリズム」と総称されるものである。

3. 都市環境

一方、大都市への急激な人口流入に対して、過剰人口を40~80kmほどの都市圏外に移すためのニュータウン政策が推し進められてきた。その数は既に30を越え、今日未だミルトンケインズ・ニュータウンが建設途上にある。この当時採用された都市計画上の重要な概念は、都市とは一定の範囲を有し、その中に適度な居住人口を収容する、という点にある。(日本には未だこの概念は成立していない。都市の基本的なあり様の違いに基づく面もあるが)このことは、強力な都市の郊外拡張・スプロール防止策を伴う。英国では早くから、都市のスプロール防止と自然環境保護との両面から、都市を幅広いグリーンベルトで包囲してきた。今日、ロンドンは、内部に都市面積の30%に相当する緑地を有しているが、さらにその

周囲は内部面積の3倍(4,800km²)のグリーンベルトで覆われている。大都市周辺をグリーンベルトで包囲するという施策は、近年、中小都市にまで及び、このグリーンベルトの総面積は実に国土の丁度半、33.3%に達する。無論グリーンベルトでの開発は様々に規制されている。

一方、大都市への過剰な人口流入は、1960年前後から逆都市化現象を呈し始める。ロンドンや他の大都市から地方の小さな町へ至る段階にしたがって、順次人口減から人口増へと転化する現象である。例えば1960年代を通して、ロンドンの人口は13%減、他の大都市は8%減、人口5~10万人未満都市は9%増、5万人以下で12%増である。70年代には地方小都市の人口増加率は低下したが、ロンドンをはじめ大都市での人口流出は一層大きくなっている。国民のこのような田園郊外居住志向は、環境と大きく関連しているものと解することができる。

4. 環境保全機構

自然環境と人工遺産の保全に向けた政策、立法は前世紀以来推進されてきた。歴史の長いものは、The Ancient Monuments Protection Act (1882), Royal Society for the Protection of Birds (1889), National Trust (1895) などだが、今日では多彩である。

こうした環境保全に関与する多様な機関・組織は、大きく政府機関と民間非営利団体、つまり公共セクターと民間セクターに類別できる。民間非営利団体に対して、政府あるいは地方公共団体からの資金援助が可能なことなど、いわば官民一体となった施策にその特性が見出される。

政府機関としては、1970年に設立された環境省が、唯一、その任に当たってきたが、1992年に国家遺産省が設立された。また1968年に制定された「田園地域法」によって、環境省の外部団体として「田園地域委員会(Country-side Commission)」が生まれ、田園地域の環境保全に深く関わっている。

主として、これらの公的機関が指定した環境保全指定地域の面積は国土の38%に達している²⁾、さらに増加の方向にある。

一方、民間の環境保全にかかわる非営利の団体は多様であるが、代表的な団体の会員数の変遷を示したのがTab. 1である。

創立100周年を迎えたナショナルトラスト(National Trust for Places of Historic Interest or Natural Beauty 1895)は今日、管轄する土地面積が国土の1%に当る

Table 1 Membership of Voluntary Bodies³⁾

| | Thousands | | |
|--|-----------|-------|-------|
| | 1971 | 1981 | 1990 |
| National Trust | 278 | 1,046 | 2,032 |
| Royal Society for the Protection of Birds | 98 | 441 | 844 |
| Civic Trust | 214 | — | 302 |
| Royal Society for Nature Conservation | 64 | 143 | 250 |
| National Trust for Scotland | 37 | 110 | 218 |
| Ramblers' Association | 22 | 37 | 81 |
| Council for the Protection of Rural England | 21 | 29 | 44 |

Source: Social Trends.

2,200km², 国民の4%が会員である。しかし、その会員数は、1970, 80年代を通して、急激に増大してきている。このナショナルトラストの会員数増に典型的に示されるように、1970年代以降になって多様な団体・トラストが結成され、環境保全への取り組みも本格化してきたものとみることができよう。田園地域の景観や環境を保護、保全することを趣旨とする全国組織の民間団体は50を越えている。

5. 田園地域委員会

1968年の田園地域法によって設立された田園地域委員会は、その後70年に新設された国土の利用・開発を担当する環境省に付属している。1981年には自然保護協議会と同様、公的補助団体となった。この年に、田園地域委員会の実験的な居住地環境整備事業として、イングランド北西部のセントヘレンズ、ノーズリー地区にグラウンドワーク・トラストが初めて設立されている。

グラウンドワークの母体となった田園地域委員会は、英国における環境保全地域の大半に責任を負う機関である。その主要な役割は、田園地域の景観保護、田園地域でのレクリエーション施設の整備や環境省への田園利用にかかわる提言・勧告および国立公園等の指定・運営等である。さらに近年は、都市の近郊に分散配置されたカントリー・パークの整備・運営にもかかわっている。

このように多分野にまたがり、広大な田園地域を対象とする田園地域委員会の活動の中で、70年代には既に国民のレクリエーションのニーズに対応すべき都市近郊農村の位置づけ、つまりレクリエーションの機会の向上とそのための場の提供、ことにその秀れた景観の保全と活

用が大きなテーマとなっていた。この課題へのアプローチ手法として、まず専任担当者を現地へ常駐させる方式を採用した。しかし輻輳する問題の解決は困難であった。次の第二の手法は、公共セクターと現地の民間セクター、つまり企業や市民団体とのパートナー・シップによる環境づくりであった。このシステムの成果がグラウンドワークというトラストの設立を導き出している。

6. グラウンドワークの特性

1981年に実験的に設立されたグラウンドワーク・トラストは、1983年にはマンチェスター市の周縁に新たに5ヶ所設立された。以後全国展開の拠点として、グラウンドワーク事業団、つまり中央本部が'85年バーミンガム市に設置された。トラストは'91年15ヶ所、'93年30ヶ所、'94年には36ヶ所と急速に増加している。

6.1 特色

グラウンドワークが数多くのトラストの中でも、近年急速に拡大した背景には、他のトラストにはみられないいくつかの特色がある。

そのひとつは、活動展開の対象地域を限定している点にある。同時にトラストのスタッフも地域の居住者によって構成されている。地域居住者の多様なニーズに対応しうる、つまりニーズの背景やその要求のもつ重要性・位置づけ、さらには、解決へ向けてのアプローチ手法や建設システムの構築、成果物の維持・管理・運営手法等々に適確に対応しうる方式であるといえる。

したがって、地域固有の課題に独自な対応を行うことになり、トラストごとに事業内容は特性を帯びてくる。また類似の特性を有する地域・自治体が複数連担して一つのトラストを構成するケースも生まれる。この限定された地域は通常、地方自治体の範疇である。

トラストの事務所は地域内に置かれ、地域密着型活動のひとつの拠点となる。「グラウンドワーク」の名称もこの地域密着性に由来している。

第二の特色は、「環境」をキーワードとし、そのハード・ソフト面での活動を展開する点である。具体的には、環境改善、農業への支援、レクリエーションの振興、市民イベントの企画などである。そして、これらが環境教育、市民活動の活性化・組織化、失業者の雇用トレーニングなどと結合させて進められる。環境との多様な形態での結びつけである。

ここで重要なのは、成果もさることながら、そこに至る過程が重視されている点にある。各トラストの活動エ

エネルギーの過半は、この過程に費されている。つまり、ニーズの掘り起こし、企画、参加と組織化、学習・宣伝あるいは完工後の運営、管理等は、実施段階以上に時間と労力を伴っている。グラウンドワークの目的のひとつが、このソフトな部分にある。

第三は行政・企業・住民三者での共同体的組織活動である。「パートナーシップ」というキーワードが適用されている。行政は環境省、田園地域委員会といった政府団体と何よりも地方自治体である。

グラウンドワーク誕生の背景に、70年代の「小さな政府」と「プライベートイゼーション」政策とが無縁ではない。また一方で居住環境に関わるニーズの多様化に、従来の行政システムだけでは対応できない段階に（日本でもそうだが）至っている。間接的な住民参加による委員会方式などでなく、直接的な地域住民の参加が不可欠といえる。さらに英国では、政府資金は民間非営利団体へも補助される仕組みとなっている。このため地方自治体は多くのボランティア団体と競って予算を獲得しなければならない。こうしたことからグラウンドワークにおける政府・自治体とのパートナーシップは双方にメリットが大きい。

一方、英国の大企業は長年に亘って、民間非営利団体への資金援助を行ってきた。しかし、グラウンドワークに関しては、資金援助に止まらない。企業参加の仕組みの開発やトラストの事業能力の向上が、絶え間ない企業参加への働きかけによって、全国大手企業に限らず地元の中小企業をも事業に巻き込んできた。

企業サイドからみた参加理由として、ひとつには、国民の優良企業判定の指標に環境問題への配慮がある。またグラウンドワークの全国的ネットを通じた事業の宣伝力が挙げられる。さらに、トラストの技術力の高さやテーマの広さに、多くの企業が対応しうること、あるいは企業の経営状態に合わせた参加の場も設けられている点等が指摘しうる。

住民サイドには、個人は勿論、地域のボランティア団体や、青年・高齢者団体、とりわけ児童の参加が多い。多くのプロジェクトの中で学校教育とからめたものも少くない。

6. 2 グラウンドワークの性格

民間非営利団体であるトラストのひとつである。また多くがそうであるように「チャリティ団体」として認可され税政上の優遇を得ている。商標上は「有限責任会社」であり、後述のように民間営利企業である小会社を有し

ている。

このトラストは、環境保護よりも保全的開発への関わりが強く、財源を多様なセクターに求めているが、収益事業からの活動資金の導入も重視されている。

環境をめぐる近年のキーワードである、持続可能性、循環性あるいは環境ボランティア、環境経営といった性格も併せ持ちつつ、環境保全開発トラストとしての性格が強いといえよう。

7. グラウンドワークの組織、活動内容と資金

7. 1 グラウンドワーク事業団

組織は各地の活動拠点であるグラウンドワーク・トラストと中央のグラウンドワーク事業団及び子会社、「グラウンドワーク・アソシエイツ」で構成される。

事業団は全国的な活動展開のセンターで、主要な活動内容は、トラストの新設・支援、財源確保と理念の展開等である。まずトラストの導入が望まれる自治体との設立交渉や新設トラストの人材養成、指導、助言等である。財源の確保は多様な形態をとっている。ひとつは、環境省をはじめとする政府省庁からの補助金獲得である。また、各トラストに共通する全国的な課題、例えば中小企業の敷地環境の改善（プライトサイト）やトラストへの青少年や身体障害者の積極的参加の促進（インナービジョン）に対し、全国ネットの大企業から資金の提供を受け、各トラストへ配分することである。前者には大手石油会社、後者には大手銀行が支援している。このような大手企業との全国的なキャンペーンは、多様なメディアによって宣伝され、トラストの理念を広めるのに活用されている。

'89年設立の子会社は、大型事業の受注をも目指したもので、独自の活動資金調達に資している。

7. 2 グラウンドワーク・トラスト

各地のトラストはコアスタッフとプロジェクトスタッフとで構成される。

コアスタッフは所長と財務・コミュニティ・景観デザイン・プロジェクト担当の4、5名から成り、トラスト設立時はこのコアスタッフだけでスタートする。事業の進展につれ、次々に多彩なプロジェクトスタッフが常勤またはパートタイムで雇用される。定年退職者、企業や官公庁からの出向、長期間のボランティア、若手の研修生、中には大学教員の中退者など、トラスト当り10～30名である。大半は地域居住者で多くは一般公募によっている。プロジェクトによっては、多数の労務者も必要と

なる。したがって、全てのプロジェクトをボランティアで実施するわけではなくて、時には賃金あるいは交通費だけの支給もあり得る。また特殊な重機を必要とするプロジェクトなどでは地元の企業にその部分を一括下請けに出すこともでてくる。パートタイム労働者の雇用機会も多く、その場合、失業対策と職業訓練といった役割りをも果している。

トラストの運営に責任を負うのが運営理事会である。構成は自治体議員や産業界、市民団体の代表など10乃至20名ほどである。小・中学校の校長や他の環境保護団体の地元役員など、このトラスト活動に関連する幅広い層から成っていて、所長の支援体制を固めている。グラウンドワーク事業の広報、営業への支援・助言、多様な地域団体との連携、募金活動援助や業務内容の監査など広範な内容を任務としている。

7. 3 トラストの活動実績

88年度一年間の全トラストでの活動実績のうち数値で示されるのは次のようである。プロジェクト数4,878件、植樹913,000本、景観や自然保護事業の対象となった地区の面積21.9km²、遊歩道やアクセス整備距離1,457km、整備や管理を行ったレクリエーション施設面積12km²、参加児童・生徒数126,000人、参加市民ボランティア数50,000人などである。

94年の報告によると、トラスト数36、常勤スタッフ500人、参加自治体数80、年間プロジェクト3,000件、参加ボランティア40,000人、参加学童数10万人である。

7. 4 トラストの経費

トラストの経費モデルは特徴的である。設立当時には、年間経費を15万ポンド（当時約4千万円）と見積り、5年間の分担割合を決めている。すなわち、5年間の平均分担率を政府が約50%、地方自治体30%、20%をトラストの独自調達とする。自治体の分担率は一定とし、政府助成額を傾斜的に低減していくという図式である。つまり設立後、民間セクターからの収入を増大させ、やがては政府助成に頼らない運営体を目標とするものである。プロジェクトの性格、つまりはトラストの立地特性によって、地方自治体の分担率が高いトラストや民間セクターの比率が高いものなど多様であるが、各トラストに共通して、独自の収入増への努力は継続されている。

8. マーサー・カノン・グラウンドワーク・トラスト (Merthyr & Cynon Groundwork Trust)

8. 1 地域とトラストの概要

ウェールズの首都カーディフの北方に位置するこの地方は前世紀後半から今世紀初めにかけて鉄鉱業、産炭地として栄えた。英国ではめづらしく渓谷に挟まれ農耕地のほとんどない羊の放牧地であるが、北部は原生林の国立公園に接している。このトラストは1987年にまずマーサー・ティドフィル市に設立され、次いで89年に接続するカノン・バレー市をも包含した。この2つの市は、盛期に数百の炭坑を有していた。人口は1961年14万弱から12万余（91年）に減少し、失業率は全英平均の1.5倍ほどに達する。炭坑住宅の建替事業もほぼ終了したが、ボタ山や鉱滓が多く残され、かつてのトロッコ軌道も放置されていた。近年はトラストの活動成果をも反映して、自然・住環境の改善が進み、電気産業の誘致にも成功している。1993年の調査時点におけるトラストへの出資比率は政府50%、両自治体40%で、とりわけ自治体の経費率が高い。トラストのスタッフ数は36人で、設立後数年間で急速に事業展開が計られた。いわばトラスト中のモデル的存在である。特に自治体との結合にその特色がみられる。

8. 2 トラストの事業

事業内容は4つに大別できる。ひとつは荒廃地の整備・再利用、植生地の復元、産業廃棄物の除去など自然環境の保全・管理・改善である。一般に問題となる事業施工後の維持管理については、多くが3年間をトラストで行い、その後地元の団体に委任するという方針も事業着手前あるいは実施中に立案される。

第2は地域住民へのキャンペーンや環境教育である。

プロジェクトの相談会や説明会の開催、地域代表者の定期的な会合、あるいは施工施設の利用・行事の設定、地域の学校との連繋とである。後者については環境教育を専門とするスタッフを擁し、地域や学校での講演、実習等が持たれる。活動状況や成果を地元青年団がビデオ編集し、これを活用した彼らによる講演会も盛況を博している。

第3は直接・間接的な地域の雇用増への貢献である。

4人のコアスタッフでスタートしたこのトラストではすでに36名のスタッフに達している。失業対策事業の助成によるスタッフは、広報担当、秘書、事務補助、タイピストやプロジェクト補助員としてパートタイムで活躍

している。事業量の多い造園施工では、独自に7名の施工スタッフを雇用している。この分野では施工器具も所有して失業者の雇用トレーニングも兼ねた事業が展開されている。

第4は行政・企業・住民間のリンクについてである。

8. 3 自然環境の保全・管理・改善の主要事例

① “Park Santes Marged”

旧ボタ山を市から借地し、地域住民のための公園とした事業である。まずボタを撤去し、フェンスの設置、植樹、アクセス道や排水路の整備、遊具やベンチの製作、設置などが行われた。ことに公園広場の床面は30㎡ほどの細いモザイクタイル貼りである。このデザインを地元住民による競技設計とし、実施設計をトラストのデザイナーが担当している。モザイク貼りは勿論地元住民のボランティアによる。また、2m四方ほどの巨大な石に地域の石炭・鉄鉱にかかわる歴史をモチーフとした彫刻をほどこし、シンボルとして広場に据えている。将来の公園管理は地元の森林委員会に委ねられることになっている。しかし、完成後間もなく、バンダリズムによって多くの木は切られていた。

② “Green Street Project-1”

カノンバレー市では主要道路の街路樹帯の創設と道路脇空地の緑化、ポケットパークの整備をトラストの事業として展開している。多くの例で、その対象地は狭小な敷地が多く、市独自事業としては手の届きにくい部分である。施工は地元住民のボランティア活動によるが、先の造園チームや一部施工業者によっている。デザインはトラストの環境デザイナーが担当する。

③ “Green Street Project - Goat Mill Road”

企業誘致を進めるには、その物理的環境整備は欠かせない。ことに工業団地へのアプローチ道路・産業道路の整備を手掛けた例である。この地域も荒地となっていたもので、道路周辺の植樹やロータリーにモダンな鉄製のモニュメントを設置した。

④ “Fernhill Top Garden”

英国で最も大きいスーパーの全国キャンペーン事業の一環で、公営住宅団地の環境改善を行うものである。

この公営住宅団地も丘陵地に2階建てのテラスハウスが連続するだけの殺風景な団地であった。ことに居住者の失業率は70%、子供の非行も絶えない。トラストでは、まず町内会づくりへの呼びかけから始め、数年を経て、団地自治会が結成され、青少年の生活環境の改善を目指して、団地内公園を建設している。既に5年を経過して

いるが、数年後には完成する見通しである。

⑤ “Brightsite”

工場敷地の環境整備事業である。ひとつは、かつてこの周辺に5ヶ所ほど建設された鉄鉱所のうち現存する唯一の建物を鉄鉱博物館として再生しようとする試みである。レンガ造の高さ10m以上に及ぶ大規模な建物で、建築的な復旧作業がほぼ完了していた。周辺には、鉄骨造の小規模な工場が、荒廃するに任せられている状況が未だ散見される。他の事例は、雑草に覆われたままに放置されている工場敷地を、地元住民のための公園・緑地にしようとする事業である。経営者とのねばり強い話し合い、トラストのデザイナーによる設計図の提示などを経て、地元の子供を含めたボランティアによる雑草刈りから始めて池をとり込んだ公園に再成。事業費は企業単独事業に比べると当然安価となる。

⑥ “Merthyr Baril Project”

小学校の裏山のボタ崩壊によって、10名の小学生を含む犠牲者を出した。この裏山を霊園と児童公園にした事業である。

⑦ “Taff Trail Project”

当トラスト最大の事業である。首都カーディフ市からタフ渓谷を経由してブレコン・ピーコン国立公園に至る全長90kmに達する長距離遊歩・緑道を含む多様な施設の再生・整備事業である。学術調査を終えて、4基の架橋建設、道標、休憩・遊園地・ピクニックエリアの整備、歴史的遺産の保全（炭坑跡、トロッコ軌道跡、運河船引道、石造アーチ橋）、旧鉄鉱所等の建造物の産業博物館への再生などの事業と共にガイドブック・パンフの製作、イベントやツアーの企画・実施等、きわめて大規模な事業である。

9. まとめ

以上の検討を踏まえて、我が国での環境保全・整備に向けて、主要な課題の考察をおこないまとめとする。

まず、第1は農村空間についてである。

日本の農業政策も大転換期を迎えた。平成6年には、「地域農業基盤確立農業構造改善事業」が発足し、経営基盤の確立、地域連携の確立と並んで「農村資源の活用」が三本柱の一つとされた。その中で、景観保全や都市との交流、農業体験等の受け入れ体制づくりが強張されている。「グリーン・ツーリズム」の用語も採り込まれている。しかし、例えば両国民の国内旅行の実績(1985年)では、旅行1回当たり宿泊数1.9泊(日本)対7.9泊(英

国)、1泊当たり支出額18,641円対3,054円と、その差異は極めて大きい。

農政の柱となった農家民宿やグリーンツーリズムの振興策が、果して日本でうまく展開しうるかは未知数であるといえよう。ひとつには、農村をとりまく環境の自然・社会的な差異に根ざしている。広大な耕地の中に点在する英国の農家と異なって、日本のそれは大半が農業集落を形成している。この集落の構成に日本独自の美しさが見い出され、再認識されつつある。それは、家々で構成される居住域とその周辺の生産域、さらにこれらを含む里山などのいわば保全調整域とである。基本的な集落空間の構成は、この三者がセットとなっている。

したがって、特に保全調整域とその背景をなす広大な林地をいかに保全し整備していくかが農村空間の存在意義の確認と共に、農村における住環境改善・整備の基本的な視角を与えるものと考えられる。

第2は、住民のニーズとの対応に関してである。変動する社会にあって、住環境保全・整備へのニーズは多様である。多くの都市・農村地域を対象とする改善のための国の施策は、これまで事業内容を指定した、いわゆるメニュー方式が採られてきた。もはや、全国一律のしかも限定された事業種では、こうしたニーズには対応できない。同時に居住者のニーズに対して、地方自治体の独自事業といえども細かい対応には限度があるといえる。地域の居住者とそこから出されるニーズを主体に据えねばならない段階に至っているといえる。

第3は、前の指摘とも重なるが、地域主義の理念である。地域の環境課題に対して、そこに根ざした活動体が対応しうるシステムを資金面も含めて構築されねばならないといえよう。

第4は、成果に至る過程に比重を移すことである。これまでの施策は、過程を軽視し成果を得ることに性急であったといえよう。このため環境整備の対象である主体の本質的ニーズと乖離した成果を生み出すことにも連らなっている。近年、居住地環境に関わる分野で、物理的成果を求めない「ソフト事業」の手法が採用されるようになってきた。これも広い意味での「過程を重視する」

整備手法の一つに位置づけられよう。

第5は、主体と対象地域との結びつきについてである。

すでに環境にかかわる専門家は養成されてきた。しかし、限定された地域における環境課題は多岐にわたり、絡み合っている。こうした課題解決には、「専門医」ではなく総合的な判断が求められる「一般開業医」的な人材が必要となる。同時に多様な分野をコーディネートするマネジメント能力が要請される。近年、小規模な建築コンサルタント事務所のいくつかで、こうした活動が展開されるようになってきた。

最後に、トラスト運動を展開する上で、公益法人法、寄付金の税制度、補助金のシステム等に多くの解決すべき制度上の課題があることは既に指摘されている¹⁾。パートナーシップによる環境保全トラストの展開は、こうした大きな課題をクリアする前に、小さな地方自治体での小さな事業から着手されることになる。すでにいくつかの自治体でその萌芽的な実績が重ねられつつある。居住地環境の保全・整備に向けた有力なシステムとして注目したい。

注

- 1) 西村幸夫 トラスト運動を日本で展開するための制度的諸課題 都市計画 No.194 1995
- 2) 西村博行他編著 農村の環境保全 富民協会 1994 P39
- 3) Conservation HMSO 1993 P63より転載

参考文献

- 1) 上野芳裕 グラウンドワークトラストの環境づくり
- 2) 同上 グラウンドワークトラストの財政
いずれも自家版
- 3) パートナーシップによる環境づくり——英国グラウンドワークのアプローチ 環境情報科学センター パンフレット
- 4) 和泉真理著 英国の農業環境政策 富民協会 平成元年